

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	多古町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.tako.chiba.jp/topics/3380-1.html

執行機関名 多古町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		多古町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	多古町高校生等医療費の助成に関する規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この規則は、 <u>高校生等</u> の医療に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、 <u>高校生等</u> の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって <u>高校生等</u> の <u>健全な育成</u> 及び <u>児童福祉</u> の増進に寄与し、子育て支援体制の充実に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多古町高校生等医療費の助成に関する規則